

【表紙】

【発行登録番号】	4 -外債 2
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年 6 月30日
【発行者の名称】	オーストリア輸出銀行 (Oesterreichische Kontrollbank Aktiengesellschaft)
【代表者の役職氏名】	Monika Seitelberger (ディレクター) Maximilian Plattner (ディレクター)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 松添 聖史
【住所】	東京都港区六本木一丁目 9 番10号 アークヒルズ仙石山森タワー ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）
【電話番号】	(03) 6271-9900
【事務連絡者氏名】	弁護士 渡邊 大貴
【住所】	東京都港区六本木一丁目 9 番10号 アークヒルズ仙石山森タワー ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）
【電話番号】	(03) 6271-9900
【発行登録の対象とした募集又は売出し】	債券の売出し
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日(2022年 7 月 8 日)から 2 年を経過する日（2024年 7 月 7 日）まで
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 4,000億円
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部 【証券情報】

第1【募集要項】

該当事項なし

第2【売出要項】

以下に記載するもの以外については、債券を売出しにより取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1【売出要項】

未 定（売出しの都度決定する。）

2【利息支払の方法】

未 定（売出しの都度決定する。）

3【償還の方法】

未 定（売出しの都度決定する。）

4【元利金支払場所】

未 定（売出しの都度決定する。）

5【担保又は保証に関する事項】

未 定（売出しの都度決定する。）

6【債券の管理会社の職務】

未 定（売出しの都度決定する。）

7【債権者集会に関する事項】

未 定（売出しの都度決定する。）

8【課税上の取扱い】

未 定（売出しの都度決定する。）

9【準拠法及び管轄裁判所】

未 定（売出しの都度決定する。）

10【公告の方法】

未 定（売出しの都度決定する。）

11【その他】

未 定（売出しの都度決定する。）

第3【資金調達の目的及び手取金の使途】

該当事項なし

第4【法律意見】

発行者の法律顧問である弁護士アレクサンダー・ラス博士（ウィーン在）より、下記の趣旨の法律意見書が提出されている。

- （１） 発行登録書及び関東財務局長に対するその提出は、発行者により、また発行者を代表して正当かつ適法に授権されており、発行者に適用されるすべてのオーストリア共和国の法又は規則に違反しない。
- （２） 発行登録書の提出に関し、オーストリア共和国の政府、公的機関又は権限ある当局に対し、いかなる承認、申請、提出または登録を求め、又はなすことを要しない。

第5【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部 【参照情報】

第1 【参照書類】

発行者の概況等法第27条において準用する法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

会計年度 （自2021年1月1日 至2021年12月31日）
2022年6月30日関東財務局長に提出
会計年度 （自2022年1月1日 至2022年12月31日）
2023年6月30日までに関東財務局長に提出予定
会計年度 （自2023年1月1日 至2023年12月31日）
2024年7月1日までに関東財務局長に提出予定

2 【半期報告書】

該当なし

3 【臨時報告書】

該当なし

4 【外国者報告書及びその補足書類】

該当なし

5 【外国者半期報告書及びその補足書類】

該当なし

6 【外国者臨時報告書】

該当なし

7 【訂正報告書】

該当なし

第2 【参照書類の補完情報】

該当なし

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし